

南三陸町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回 (第 13 回)	平成 25 年 9 月 12 日 (木) 15:20 ~ 15:50
	前回 (第 12 回)	平成 25 年 8 月 8 日 (木) 15:50 ~ 16:40
場 所	宮城県庁 9 階 第一会議室	
復興整備事業	集団移転促進事業 (2 地区) ・ 災害公営住宅整備事業 (1 地区) ① 津の宮・滝浜地区防災集団移転促進事業 (原地区) ② 朴沢地区災害公営住宅整備事業 ③ 馬場・中山地区防災集団移転促進事業 (生活センター西地区) ※ 東日本大震災復興特別区域法第 49 条第 1 項関係 : ①② (農地転用区域の変更) " " 第 49 条第 7 項関係 : ③ (開発許可)	
	副町長 遠藤 健治 南三陸町 企画課長 阿部 俊光 復興事業推進課長 及川 明	
出 席 者	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 " 主査 児玉 昌也
	農林水産省	東北農政局 農村計画部農村振興課長 清水 一教 東北農政局 農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸雄
	宮城県	土木部 都市計画課 技術補佐 (総括) 藤田 仁 " 復興まちづくり推進室 室長補佐 佐々木 康栄 " 建築宅地課長 千葉 晃司 農林水産部 農業振興課 副参事兼課長補佐 (総括担当) 菊池 弘之 震災復興・企画部 地域復興支援課長 熊谷 良哉

○協議内容

1 開 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐 (総括担当) 稲村 伸)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告 : 会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意、WE B 会議システムの説明

2 議 事

南三陸町復興整備協議会規約第 7 条により、南三陸町の遠藤副町長が議長となる。

(南三陸町副町長 遠藤)

それでは、ただいまから議事に入ります。

議事の流れといましましては、まず、復興整備計画の全体について、事務局から説明いただき、質疑を行います。

その後、本案では、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、農地転用許可の特例に関する事項がございますので、説明いただき、質疑を行います。

農地転用許可の特例措置のためには、農林水産大臣の同意が必要となりますので、同意状況についてご確認させていただきます。

最後に、復興整備計画全体について、了承いただけるかお諮りします。

それでは、南三陸町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（南三陸町事務局 企画課長 阿部）

【様式第2について、主に変更部分を説明】

（南三陸町副町長 遠藤）

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はありませんか。

（出席者一同）

＜意見、質問無し＞

（南三陸町副町長 遠藤）

ご意見がないようですので、次へ進みます。

今回の復興整備計画では、13ページ（4-②）に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

（南三陸町事務局 企画課長 阿部）

【様式第8（別紙様式含む）について説明】

（南三陸町副町長 遠藤）

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

（出席者一同）

＜意見、質問無し＞

（南三陸町副町長 遠藤）

ご意見、ご質問がないようですので、進めさせていただきます。

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水農村振興課長様、いかがですか。

（東北農政局 農村振興課長 清水）

計画に記載された内容について、異存はありません。

(南三陸町副町長 遠藤)

異存ない、とのご意見をいただきました。では、この事項につきましては、農林水産大臣のご同意をいただいたものといたします。

次に、今回の復興整備計画では、13ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(南三陸町事務局 復興事業推進課長 及川)

【様式第10について説明】

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(宮城県土木部 建築宅地課長 千葉)

都市計画区域外ではありますが、面積が1haを超えることから、開発許可が必要となっています。内容については特に異存はありません。67ページの土地利用計画図面でもわかりますように、団地への取付道路が長いものの、県道までの若干の区間が別事業での施工となります。この部分の接続について十分な配慮をお願いいたします。

(南三陸町副町長 遠藤)

ただいま、県建築宅地課から補足説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

＜意見、質問無し＞

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。

(南三陸町副町長 遠藤)

では、今回の復興整備計画全体について、了承されました。

以上で、議事を終了いたします。

3 閉会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐 (総括担当) 稲村 伸)

○協議結果

- ・集団移転促進事業（1地区）及び災害公営住宅整備事業（1地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農地転用区域の変更並びに集団移転促進事業（1地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第7項に基づく開発許可について協議会で了承された。